

# 日本小児アレルギー学会会則

## 第一章 総 則

- 第1条 本会は、日本小児アレルギー学会 (Japanese Society of Pediatric Allergy and Clinical Immunology) と称する。
- 第2条 本会は、主たる事務所を東京都台東区上野 1-13-3MY ビル 4 階におく。

## 第二章 目的および事業

- 第3条 本会は、小児アレルギーならびにこれに関連する領域の学術、医療の進歩、普及を図り、小児の健康増進に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。
1. 学術大会の開催
  2. 会誌、診断・治療ガイドライン、その他の刊行物の発行
  3. 調査の実施、講習会・講演会の開催
  4. 会員相互の連絡
  5. 国内外の関連団体などとの連携
  6. ホームページでの情報発信
  7. その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第三章 会 員

- 第5条 本会の会員は正会員および名誉会員をもって構成する。
- 第6条 本会の趣旨に賛同し、所定の手続きを終えた者は、本会の正会員となることができる。
- 第7条 本会に入会しようとする者は、所定の用紙に必要事項（氏名、所属機関、所属機関住所、自宅住所等）を記入し、当該年度の会費を添えて、本会事務所に申し込むものとする。
2. 資格取得日は会費納入日より始まる。
  3. 会員は第1項の記載事項に変更を生じたときは、すみやかにそのことを届け出なければならない。
- 第8条 会員は会誌の配布を受け、またその業績を本会の学術大会ならびに会誌に発表することができる。ただし、業績は独創的で未発表のものでなければならない。
- 第9条 正会員は毎年別に定める会費を納入する者とする。
- 第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
1. 退会
  2. 会費の支払いを3年以上履行しなかったとき
  3. 死亡または失踪宣告を受けたとき
  4. 第12条により除名されたとき
- 第11条 会員で退会しようとする者は、本会事務所に退会届を提出し、任意に退会することができる。
- 第12条 会員で本会の名誉を著しく毀損し、または目的に反する行為があったときは、理事会の議により、当該会員を除名することができる。

- 第 13 条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
- 第 14 条 アレルギー学ならびに本会の発展に著しく貢献した会員は、別に定める名誉会員規程に従い名誉会員に推薦される。
2. 名誉会員は会費を納めることを要しない。
- 第 15 条 会員ならびに本会関係者で、特に功績顕著な者は、理事会の推薦により評議員会の議を経て表彰されることがある。

## 第 四 章 役 員

- 第 16 条 本会に次の役員をおく。
- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 理 事 長 | 1 名                          |
| 理 事   | 選挙による理事は 20 名以内              |
| 評 議 員 | (細則第 3 章評議員および監事選出方法第 2 条参照) |
| 監 事   | 2 名                          |
2. 理事のうち、1 名を理事長とする。
3. 前項のほか、理事長は、必要に応じ第 20 条の規程により選出した評議員のほか、正会員の中から理事または評議員として 2 名以内を推薦し、理事会で議決し、評議員会の承認を経て委嘱することができる(推薦理事、推薦評議員)。これらの推薦理事または推薦評議員は選出理事または選出評議員と同じ資格を有し、その任期は選出理事または選出評議員と同一とする。
- 第 17 条 理事長は本会を代表し、理事会を組織し、会務を総括する。
- 第 18 条 理事は、理事会を構成し、本会の総務、庶務、会計、渉外、広報、会則改正、編集等の業務を分掌する。
- 第 19 条 評議員は、評議員会を構成し、重要な会務等を審議する。
- 第 20 条 監事は、業務の執行、資産の状況、会計を監査し、その結果を理事会、評議員会、総会に報告する。
- 第 21 条 理事長の選考は、別に定める理事および理事長選出方法に関する規程による。その任期は選出時より 3 年後の次期理事長の選出までとし、連続 2 期を限度とする。
2. 理事の選考は別に定める理事および理事長選出方法に関する規程による。その任期は当選日より 3 年後の選挙開票の前日までとし重任を妨げない。また、任期終了後も後任者が選任されるまでは、引き続き業務を行うものとする。
3. 評議員の選考は別に定める評議員および監事選出方法に関する規程による。その任期は当選日より 3 年後の選挙開票の前日までとし重任を妨げない。
4. 監事の選考は別に定める評議員および監事選出方法に関する規程による。その任期は当選日より 3 年後の選挙開票の前日まで 3 年とし、連続 2 期を限度とする。
5. 欠員等で次点繰り上げ当選となった理事または監事の任期は、前任者の任期満了するときまでとする。
- 第 22 条 理事会は理事長が召集し、議長となり、その運営にあたる。理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を召集する。
2. 理事会は必要に応じて委員会・ワーキンググループを設置することができる。
3. 理事会は理事の 3 分の 2 以上の出席(委任状を有効とする)をもって成立する。理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行う。可否同数の時は理事長がこれを決する。
- 第 23 条 評議員会は理事長が召集し、議長となり、重要な会務等を審議する。評議員会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 か月以内に開催する。
2. 評議員会は評議員の 3 分の 2 以上の出席(委任状を有効とする)をもって成立する。評議員会の

決議は出席者の過半数をもって行い、可否同数の時は理事長がこれを決する。ただし欠席評議員から必要事項に関して賛否の意見を徴することができる。

## 第五章 会 計

第24条 本会の経費は、次の収入による。

1. 会 費
2. 寄 付 金
3. 前記以外の収入

第25条 本会の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

- 第26条
1. 本会の収支予算書は、理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。
  2. 本会の決算は、理事長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の議を経て、評議員会で議決し、総会の承認を得るものとする。

## 第六章 総 会

第27条 総会は、会長が召集し、毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催する。

## 第七章 学 術 大 会

第28条 学術大会に会長、次期会長および次々期会長をおく。

2. 会長は必要に応じ理事会に出席し、これと密接な連絡のもとに学術大会を企画立案し運営する。
3. 会長は理事会において議決権を有しない。ただし、会長が理事を兼ねる場合はその限りでない。
4. 会長に事故のあるときまたは欠けたときは、理事長がその職務を代行する。
5. 会長、次期会長および次々期会長の選考は別に定める会長選出方法に関する規程による。その任期は、前期総会終了時に始まり、当期総会終了時に終わる。

## 第八章 会 誌

第29条 本会は会誌として日本小児アレルギー学会誌（The Japanese Journal of Pediatric Allergy and Clinical Immunology）を刊行する。

第30条 会誌は原則として年5回刊行するほか、臨時増刊号を発刊することができる。

第31条 会誌の編集および投稿規程は別に定める。

## 第九章 細 則

第32条 本会の会則施行についての細則は、理事会、評議員会の議決を経て、別に定める。

## 附 則

1. 本会則の改正は理事会の議を経て、評議員会で議決し、総会の承認を得るものとする。
2. 会費は年額9,000円とする。
3. 本会則は平成17年11月20日より施行する。

平成 18 年 4 月 23 日一部改正実施  
平成 18 年 11 月 26 日一部改正実施  
平成 20 年 12 月 14 日一部改正実施  
平成 24 年 9 月 16 日一部改正実施  
平成 25 年 10 月 20 日一部改正実施  
平成 27 年 11 月 22 日一部改正実施

# 日本小児アレルギー学会会則施行細則

## 役員選出方法に関する規程

### 第 一 章 選挙管理

- 第 1 条 役員選挙候補者の選挙の管理・執行の業務を行うために選挙管理委員会をおく。この規程にいう役員とは、本会の理事、評議員、監事をいう。
2. 選挙管理委員会の委員は若干名とし、正会員の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
  3. 選挙管理委員は、役員選出の互選に際し、選挙権および被選挙権を保有する。
  4. 選挙管理委員会は、評議員数、地区別などの互選に必要な事項につき、あらかじめ理事会および評議員会の承認を得る。なお、緊急の場合には理事会のみでの承認でもよい。
  5. 選挙管理委員会の委員長は、選挙管理委員の互選とする。
  6. 委員長および委員の任期は、委嘱された日から始まり当該選挙結果が確定する日までとする。

### 第 二 章 理事および理事長選出方法

- 第 2 条 理事は評議員の中から評議員の選挙により選出する。
- 第 3 条 理事の定数は 20 名以内とする。推薦理事については別に定める。
2. 上記の定数を選挙管理委員会が地区別に比例配分し、各地区別の評議員の中から全評議員によって各地区の理事を選出する。
- 第 4 条 選挙権者および被選挙権者は選挙の行われる年度に選出された評議員とする。
- 第 5 条 選挙管理委員会は、立候補者名簿を作成し、選挙権者に公示しなければならない。
- 第 6 条 理事は、地区別候補者名簿から各地区別の定数連記無記名投票とする。
- 第 7 条 理事は、各地区の得票数の多い評議員から順に、第 2 条の定数に達するまでの者を当選とする。
2. 定数に達する順位の方が複数（同得票数）あるときは、選挙管理委員が、抽選によってその順位を決定する。
- 第 8 条 選挙管理委員長は当選者を確定し、得票数とともに理事長に報告する。
- 第 9 条 理事長は、選挙結果を速やかに選挙権者に公示しなければならない。
- 第 10 条 理事に欠員が生じた場合には次点繰り上げとする。任期は前任者の残任期間とする。理事は在任中に他地区へ転出した場合でもその資格は失われない。
- 第 11 条 理事長は本会の理事による互選によって選出する。
- 第 12 条 この選挙の選挙権者および被選挙権者は理事とする。
- 第 13 条 理事長選出の選挙は、理事就任後最初に開催される理事会において実施する。

- 第14条 理事長が選出されるまでの議長は、前理事長とする。
- 第15条 この選挙は、前条の理事会出席理事（委任状提出者は含めない）による単記無記名投票とする。
- 第16条 開票は、監事を立会人として理事会会場の所定の場所で行う。  
2. 開票作業中に発生した疑義は、立会人が処理する。
- 第17条 得票数の最も多い者を当選者とする。得票数の最も多かった者が複数（同得票数）のときは、議長が抽選により決定する。
- 第18条 開票立会人は、議長に選挙の結果をその得票数とともに提出し、議長は理事会に選挙の結果を報告しなければならない。
- 第19条 選出された理事長は、選挙結果を速やかに会員に公示しなければならない。

### 第三章 評議員選出方法

- 第20条 評議員は、立候補者の中から正会員の選挙により選出する。
- 第21条 評議員の定数は正会員30名に1名の割合とし、地区別比例代表制による選挙によって選出する。  
2. 上記の地区とは次の6地区を指し、都道府県を別表のごとく分割する。  
(北海道および東北地区、関東地区、中部地区、近畿地区、中国および四国地区、九州地区)
- 第22条 選挙管理委員会は、選挙の行われる年に開催される評議員会の6か月前までに、選挙権者に対し選挙を実施することを公示しなければならない。
- 第23条 選挙の期日は、選挙の行われる年に開催される評議員会の3か月前までに行われるものとする。
- 第24条 被選挙権者は、選挙が行われる年度の1月1日現在において登録されている本会の正会員で、選出時の年齢65歳未満の者とする。これに加え、評議員の立候補資格は次のいずれかとする。  
日本小児アレルギー学会正会員として引続き5年以上在籍した者で  
1. 自ら候補者となろうとする者  
2. 本会正会員2名の推薦をうけた者
- 第25条 選挙管理委員会は選挙権者名簿を作成し、選挙公示後3か月以内に選挙権者に送付する。
- 第26条 評議員に立候補しようとする者は、選挙管理委員会が定めた期日までに、所定の届け出用紙を用い、氏名（自署および押印）、生年月日、所属する施設名、他薦の場合は推薦者（会員）2名による署名を書留郵便によって、同委員会に届け出なければならない。
- 第27条 選挙管理委員会は、立候補者名簿を作成し、選挙権者に公示しなければならない。
- 第28条 投票は、規定の投票用紙による郵送投票とし、第27条の立候補者名簿から不完全制限連記無記名投票とする。ただし、定数2名以下の場合は単記、5名以下2名、10名以下3名、15名以下5名、**16名以上5名の不完全制限連記とする。**
- 第29条 評議員は、地区別に得票数の多い者から順に、第21条による定数に達するまでの者を当選とする。  
2. 定数に達する順位の者が複数（同得票数）あるときは、選挙管理委員会が抽選によってその順位を決定する。
- 第30条 選挙管理委員長は当選者を確定し、得票数とともに理事長に報告する。
- 第31条 理事長は、選挙結果を速やかに選挙権者に公示しなければならない。
- 第32条 評議員当選者が辞退あるいは死亡した場合には、原則として補充しない。評議員は他地区へ転出した場合でも任期満了まで評議員の資格は失われない。

### 第四章 監事選出方法

- 第33条 監事は、立候補者の中から正会員の選挙により選出する。正会員の中から投票によって選出し、評議員の選挙に準じ単記無記名とする。ただし、評議員と重複して立候補できない。

- 第 34 条 監事の定数は 2 名とする。
- 第 35 条 被選挙権者は、選出時の年齢 70 歳未満の者とする。また、第 24 条 1. 2. に加え、次のいずれかを満たす者とする。
3. 日本小児アレルギー学会評議員歴 3 期以上
  4. 日本小児アレルギー学会理事歴 1 期以上
- 第 36 条 監事に立候補しようとする者は、選挙管理委員会が定めた期日までに、所定の届け出用紙を用い、氏名（自署および押印）、生年月日、所属する施設名、他薦の場合は推薦者（会員）2 名による署名を書留郵便によって、同委員会に届け出なければならない。
- 第 37 条 選挙管理委員会は、立候補者名簿を作成し、選挙権者に公示しなければならない。
- 第 38 条 監事は、前条立候補者名簿から単記無記名投票とする。
- 第 39 条 監事は得票数の最も多い者から 2 名を当選者とする。
- 第 40 条 選挙管理委員長は当選者を確定し、得票数とともに理事長に報告する。
- 第 41 条 理事長は、選挙結果を速やかに選挙権者に公示しなければならない。

## 第 五 章 役員の任期

- 第 42 条 理事・評議員・監事の任期は当選日より 3 年後の選挙開票の前日までとする。
- 第 43 条 理事長の任期は選出日より次期理事長の選出までとする。

## 会 長 選 出 方 法 に 関 す る 規 程

- 第 1 条 会長の選挙は、当該学術大会開催の 3 年前の評議員会で実施する。
- 第 2 条 理事会で立候補届に基づき、立候補者 2 名（状況により 3 名）を確定し、評議員による選挙で 1 名選出する。
- 第 3 条 理事会の推薦にあたり、自薦、他薦とする。
- 会長候補者になろうとする者は、立候補届（自薦・他薦）を所定の期日までに書留便によって、理事会に提出しなければならない。立候補届（自薦・他薦）の記載内容は以下の通りとする。
- 氏名（自署および押印）、年齢、性別、所属、略歴、所信、自薦の場合は理事 2 名の推薦者の署名、他薦の場合は理事 2 名の推薦者の署名と推薦理由
- 第 4 条 この選挙の被選挙権者は、理事あるいは評議員とし、次の 3 つを満たさなければならない。
1. 理事歴保有者、または 10 年以上の評議員歴保有者であること
  2. 本会学術大会会長に就任した経歴がないこと
  3. この選挙が実施される年度の 3 月 31 日に年齢 65 歳未満であること
- 第 5 条 立候補届出期間内に立候補者がいない場合には、理事会は第 4 条の資格を全てみたす者の中から本人の承諾を得て候補者を推薦することができる。
- 第 6 条 理事会は、立候補者が提出した書類に基づき、立候補者を確定し、提出書類の写しとともに選挙権者に公示しなければならない。
- 第 7 条 立候補者または被推薦者は、第 1 条の評議員会で所信または推薦理由について 3 分以内で述べることができる。
2. 投票は、同条の評議員会出席者および委任状提出者かつ不在者投票の資格をもつ欠席者による単記無記名投票とする。
- 第 8 条 開票は、監事 2 名を立会人として評議員会会場隣接の所定の場所で行う。
2. 開票作業中に発生した疑義は、立会人が処理する。
- 第 9 条 当選者は、有効投票数の過半数を獲得した者とする。得票数が同数のときは、評議員会議長の抽選

により決定する。

第10条 開票立会人は、選挙の結果をその得票数とともに議長に提出し、議長は評議員会に報告しなければならない。

第11条 選挙結果について総会の承認を得る。

この規程に定めるもののほか、会長選出方法について必要な事項は別(申し合わせ事項)に定める。

第12条 会長の任期は前期総会終了時より当期総会終了時までとする。

## 名 誉 会 員 規 程

第1条 アレルギー学ならびに本会に著しく貢献した会員で満65歳以上に達した者は、名誉会員に推薦される資格がある。

第2条 名誉会員は理事2名以上によって推薦され、理事会、評議員会の承認を得て推挙される者とする。

第3条 名誉会員に推挙された者は本会の役職を免除する。

第4条 名誉会員は評議員会に出席して意見を述べるができるが、議決に加わることはできない。

第5条 名誉会員の年会費は免除する。

## 各 種 委 員 会 ・ ワ ー キ ン グ グ ル ー プ 設 置 に 関 す る 規 程

第1条 必要に応じて理事長が委員会を設置し、委員会活動を行う。

第2条 委員会の設置・継続には理事会の承認を得るものとする。

第3条 委員の年齢は就任時65歳未満とする。

第4条 委員長は委員の互選によって決定し、委員会を代表する。委員の定数、選考方法、任期などの細則は各委員会規程による。

第5条 理事長もしくは各委員会は、より専門的で緊急を要する課題の解決を目的として、ワーキンググループを設置できる。

2. ワーキンググループの設置、組織、継続には理事会の承認を得るものとする。

3. ワーキンググループの委員および委員長は理事長が推薦し、理事会の承認を得る。

4. ワーキンググループの成果を委員会および理事会で報告し、課題の解決をもって終了とする。

## 編 集 委 員 会 規 程

第1条 日本小児アレルギー学会会則第22条第2号に基づき編集委員会をおく。

第2条 本委員会は、会誌・日本小児アレルギー学会誌の編集および投稿規程改正に当たる。

第3条 委員の定数は原則として10名とする。

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2. 欠員または増員により選任された委員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

第5条 委員は理事長が原則として理事・評議員の中から選考し、理事会の承認を得るものとする。

第6条 委員長は委員の互選によって決定し、委員会を代表する。ただし、原則として理事の職にある者とする。その任期は3年とし、再任を妨げない。

第7条 本委員会は必要に応じオブザーバーをおくことができる。

2. オブザーバーは理事長が会員の中から選考し、理事会の承認を得るものとする。

3. オブザーバーは委員会に出席し発言できるが、委員が有する資格(投票権、議決権)はもたない。その任期は委員と同一とする。

第8条 本規程の改正には理事会の承認を要する。

## 規約委員会規程

- 第1条 日本小児アレルギー学会会則第22条第2号に基づき規約委員会をおく。
- 第2条 本委員会は、日本小児アレルギー学会会則および関連事項について、理事長の諮問によって、その作成、改正などを行い、理事会に答申する。
- 第3条 委員の定数は若干名（10名以内）とする。
- 第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。  
2. 欠員または増員により選任された委員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。
- 第5条 委員は理事長が原則として理事・評議員の中から選考し、理事会の承認を得るものとする。
- 第6条 委員長は委員の互選によって決定し、委員会を代表する。ただし、原則として理事の職にある者とする。その任期は3年とし、再任を妨げない。
- 第7条 本規程の改正には理事会の承認を要する。

## 疫学委員会規程

- 第1条 日本小児アレルギー学会会則第22条第2号に基づき疫学委員会をおく。
- 第2条 本委員会は、継続性、公平性、透明性をもった疫学研究活動することを目的とする。
- 第3条 委員の定数は若干名（10名以内）とする。
- 第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。  
2. 欠員または増員により選任された委員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。
- 第5条 委員は理事長が原則として理事・評議員の中から選考し、理事会の承認を得るものとする。
- 第6条 委員長は委員の互選によって決定し、委員会を代表する。ただし、原則として理事の職にある者とする。その任期は3年とし、再任を妨げない。
- 第7条 委員長は委員以外に若干名のオブザーバーを理事長と協議の上委嘱できる。  
2. オブザーバーは理事長が会員の中から選考し、理事会の承認を得るものとする。  
3. オブザーバーは委員会に出席し発言できるが、委員が有する資格（投票権、議決権）はもたない。その任期は委員と同一とする。
- 第8条 本委員会の下に日本小児アレルギー学会・喘息死検討部会を設置する。喘息死検討部会長は審議結果を疫学委員会に報告し、承認を得るものとする。
- 第9条 本規程の改正には理事会の承認を要する。

## 国際交流委員会規程

- 第1条 日本小児アレルギー学会会則第22条第2号に基づき国際交流委員会をおく。
- 第2条 本委員会は、本学会と密接な関係を有する国際学会および外国語学会との学術交流をいっそう促進するために、国際交流全般に関する業務を管掌し、必要な情報の会員への周知公告にあたる。
- 第3条 委員の定数は若干名（10名以内）とする。
- 第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。  
2. 欠員または増員により選任された委員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。
- 第5条 委員は理事長が正会員の中から選考し、理事会の承認を得るものとする。
- 第6条 委員長は委員の互選によって決定し、委員会を代表する。ただし、原則として理事の職にある者とする。その任期は3年とし、再任を妨げない。
- 第7条 本規程の改正には理事会の承認を要する。

## 社会保険委員会規程

- 第1条 日本小児アレルギー学会会則第22条第2号に基づき社会保険委員会をおく。
- 第2条 本委員会は、小児アレルギー診療の社会保険関連事項について検討し、小児アレルギー診療の進歩に資するため必要な社会保険全般に関する業務を管掌し、必要な調査、情報収集、報告、情報提供を、理事長の承認、指導の下に行う。
- 第3条 委員の定数は若干名（10名以内）とする。
- 第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。  
2. 欠員または増員により選任された委員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。
- 第5条 委員は理事長が正会員の中から選考し、理事会の承認を得るものとする。
- 第6条 委員長は委員の互選によって決定し、委員会を代表する。ただし、原則として理事の職にある者とする。その任期は3年とし、再任を妨げない。
- 第7条 本規程の改正には理事会の承認を要する。

## 食物アレルギー委員会規程

- 第1条 日本小児アレルギー学会会則第22条第2号に基づき食物アレルギー委員会をおく。
- 第2条 本委員会は、食物アレルギーに関する診療、研究、社会的活動の推進を目的とする。
- 第3条 委員の定数は若干名とする。
- 第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。  
2. 欠員または増員により選任された委員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。
- 第5条 委員は理事長が原則として理事・評議員の中から選考し、理事会の承認を得るものとする。
- 第6条 委員長は委員の互選によって決定し、委員会を代表する。ただし、原則として理事の職にあるものとする。その任期は3年とし、再任を妨げない。
- 第7条 副委員長は委員長が委員の中から推薦し、委員会の承認を得るものとする。副委員長は委員長の補佐にあたる。その任期は3年とし、再任を妨げない。副委員長の定数は1名とする。
- 第8条 本委員会は必要に応じオブザーバーをおくことができる。  
2. オブザーバーは理事長が会員の中から選考し、理事会の承認を得るものとする。  
3. オブザーバーは委員会に出席し発言できるが、委員が有する資格（投票権、議決権）はもたない。その任期は委員と同一とする。
- 第9条 本規程の改正には理事会の承認を要する。

## 薬務委員会規程

- 第1条 日本小児アレルギー学会会則第22条第2号に基づき薬務委員会をおく。
- 第2条 本委員会は、小児アレルギー疾患の治療に関連する薬剤の安全性、有効性に関する情報を収集し、その適正使用を進めるにあたって関係機関との折衝を行う。
- 第3条 委員の定数は若干名（10名以内）とする。
- 第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。  
2. 欠員または増員により選任された委員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。
- 第5条 委員は理事長が原則として理事・評議員の中から選考し、理事会の承認を得るものとする。
- 第6条 委員長は委員の互選によって決定し、委員会を代表する。ただし、原則として理事の職にある者とする。その任期は3年とし、再任を妨げない。

- 第7条 本委員会は必要に応じオブザーバーをおくことができる。
2. オブザーバーは理事長が会員の中から選考し、理事会の承認を得るものとする。
  3. オブザーバーは委員会に出席し発言できるが、委員が有する資格（投票権、議決権）はもたない。その任期は委員と同一とする。
- 第8条 本規程の改正には理事会の承認を要する。

## 喘息治療・管理ガイドライン委員会規程

- 第1条 日本小児アレルギー学会会則第22条第2号に基づき喘息治療・管理ガイドライン委員会をおく。
- 第2条 本委員会は、小児気管支喘息の予防、治療管理ならびに患者教育等に関するガイドラインを作成し、その普及を図ることを目的とする。
- 第3条 委員の定数は原則として40名以内とする。
- 第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 欠員または増員により選任された委員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。
- 第5条 委員は理事長が正会員の中から選考し、理事会の承認を得るものとする。
- 第6条 委員長は委員の互選によって決定し、委員会を代表する。ただし、原則として理事の職にある者とする。その任期は3年とし、再任を妨げない。
- 第7条 副委員長は委員長が委員の中から推薦し、委員会の承認を得るものとする。副委員長は委員長の補佐にあたる。その任期は3年とし、再任を妨げない。副委員長の定数は2名以内とする。
- 第8条 本委員会は必要に応じオブザーバーをおくことができる。
2. オブザーバーは理事長が会員の中から選考し、理事会の承認を得るものとする。
  3. オブザーバーは委員会に出席し発言できるが、委員が有する資格（投票権、議決権）はもたない。その任期は委員と同一とする。
- 第9条 本規程の改正には理事会の承認を要する。

## 研究推進委員会規程

- 第1条 日本小児アレルギー学会会則第22条第2号に基づき研究推進委員会をおく。
- 第2条 本委員会は、本会会員による研究活動を推進する。
- 第3条 委員会の定数は若干名（15名以内）とする。
- 第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 欠員または増員により選任された委員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。
- 第5条 委員は理事長が正会員の中から選考し、理事会の承認を得るものとする。
- 第6条 委員長は委員の互選によって決定し、委員会を代表する。ただし、原則として理事の職にある者とする。その任期は3年とし、再任を妨げない。
- 第7条 副委員長は委員長が委員の中から推薦し、委員会の承認を得るものとする。副委員長は委員長の補佐にあたる。その任期は3年とし、再任を妨げない。副委員長の定数は1名とする。
- 第8条 本規程の改正には理事会の承認を要する。

## 利益相反委員会規程

- 第1条 日本小児アレルギー学会会則第22条第2号に基づき利益相反委員会をおく。
- 第2条 本委員会は、小児アレルギー研究にかかる利益相反に関する事項を審議する。
- 第3条 本委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

1. 研究利益相反自己申告書の審議に関すること
  2. 利益相反ガイドラインの決定および改廃に関すること
  3. 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関すること
  4. 利益相反管理のための調査に関すること
  5. 利益相反に関する社会への情報公開に関すること
  6. その他、利益相反に関する重要事項に関すること
- 第4条 委員の定数は若干名（10名以内）とする。
- 第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 欠員または増員により選任された委員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。
- 第6条 委員は理事長が正会員の中から選考し、理事会の承認を得るものとする。
- 第7条 委員長は委員の互選によって決定し、委員会を代表する。ただし、原則として理事の職にある者とする。その任期は3年とし、再任を妨げない。
- 第8条 委員会が必要と認めるときは、その審議する事項に関して専門的知識・経験を有する者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 第9条 本規程の改正には理事会の承認を要する。

## 倫理委員会規程

- 第1条 日本小児アレルギー学会会則第22条第2号に基づき倫理委員会をおく。
- 第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について審議する。
1. 会員の医療行為、研究について倫理的疑義が提起された事項
  2. その他、必要と認めた事項
- 第3条 委員は理事長が原則として理事・評議員の中から選考し、理事会の承認を得るものとする。
2. 委員の定数は若干名（10名以内）とする。
  3. 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
  4. 委員長は委員の互選によって決定し、委員会を代表する。ただし、原則として理事の職にある者とする。その任期は3年とし、再任を妨げない。
- 第4条 委員長は委員会を招集しその議長となる。
2. 委員長が欠席する場合は、あらかじめ代行を指名し、その代行が議長となる。
  3. 委員会は、全委員の3分の2以上の出席で成立し、審議は出席した委員の過半数以上で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
  4. 委員会が必要と認めるときは、審議する事項に関して専門的知識・経験を有するもの（外部識者）の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 第5条 委員会での審議を希望する申請者は、倫理審査申請書を添付し、理事長に提出する。
2. 理事長は、申請事項を委員会に諮問し、委員会は第2条に基づき審議する。
  3. 委員長は、審議の結果を理事長に答申する。
  4. 理事長は、答申を受けた内容を理事会の議を経て、申請者に通知する。
  5. 委員長は、必要に応じて申請者に対してヒアリングを行うことができる。
- 第6条 本規程の改正には理事会の承認を要する。

## 附 則

1. 本細則は平成 20 年 12 月 14 日より施行する。  
平成 22 年 12 月 3 日一部改正実施  
平成 24 年 5 月 30 日一部改正実施  
平成 25 年 8 月 14 日一部改正実施  
平成 25 年 10 月 20 日一部改正実施  
平成 26 年 7 月 1 日一部改正実施  
平成 27 年 11 月 22 日一部改正実施  
平成 29 年 4 月 27 日一部改正実施
2. 本細則の変更は理事会で議決し、評議員会の承認を得るものとする。

### 附) 地 区 別 表

北海道および 東北地区	北海道 福島県	青森県 新潟県	岩手県	秋田県	山形県	宮城県
関東地区	茨城県 神奈川県	栃木県 静岡県	群馬県 山梨県	埼玉県	千葉県	東京都
中部地区	長野県 三重県	岐阜県	富山県	石川県	福井県	愛知県
近畿地区	滋賀県	奈良県	和歌山県	京都府	大阪府	兵庫県
中国および 四国地区	岡山県 徳島県	広島県 高知県	山口県 愛媛県	鳥取県	島根県	香川県
九州地区	福岡県 鹿児島県	大分県 沖縄県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県